

2 庁内推進機関

区 市 町 村	庁 内 推 進 体 制	設置年月日	根 拠	設 置 目 的	構 成 員 ・ 団 体
千 代 田 区	千代田区男女平等推進委員会	H19.9.11	要綱	男女共同参画社会実現のための施策の推進	委員長(副区長)、委員(部長7)、幹事(課長7)、実務推進職員(14)
中 央 区	中央区男女共同参画関係施策推進委員会	S63.9.20	要綱	男女共同参画に関する総合的な施策の推進	委員会:副区長・各関係部長8 幹事会:各関係課長14
港 区	港区男女平等参画行政推進協議会	S54.1.25	要綱	男女平等参画施策の総合的かつ計画的な推進を図る	協議会(副区長以下部長級9)、幹事会(課長級29)
新 宿 区	新宿区男女共同参画行政推進連絡会議	S53.2.6	要綱	男女共同参画に関する総合的な施策の推進	委員(副区長、教育長、部長級13)15、幹事(課長級)17
文 京 区	文京区男女平等参画推進委員会	S54.8.1	要綱	文京区における男女平等参画の総合的推進	男女協働子育て支援部長、企画政策部長及び部長級14
台 東 区	台東区人権・男女共同参画推進委員会	H12.4.1	要綱	人権・男女共同参画行政施策の総合的、効果的推進	副区長、教育長、部長、幹事会
墨 田 区	墨田区男女共同参画推進本部	S62.8.1	要綱	男女共同参画社会形成のための総合的な計画の策定・推進	本部会24(副区長、教育長、部長22)、幹事会16(課長級)
江 東 区	江東区男女共同参画推進行政会議	S58.6.1	要綱	男女共同参画に関する総合的な施策の推進	副区長、関係所管部長計12、幹事会(課長級)16
品 川 区	男女共同参画推進行政連絡会議	S55.9	要綱	男女共同参画施策の積極的推進を図る	関係各部長6、幹事(課長級)15
目 黒 区	人権・男女平等推進担当者会議	S52.1.21	要綱	人権、男女平等に係る施策の調査、研究、立案、連絡調整及び推進	部長1、課長18
大 田 区	大田区男女平等推進本部	S59.5.17	要綱	男女平等推進プランの推進を図る	本部(区長以下27)、幹事会(課長21)、連絡会(係長18)
	大田区男女平等推進職員会議	H9.11.27	要綱	プランの諸施策を推進し職員の男女平等意識の向上を図る	職員会議 主任主事以上20
世 田 谷 区	世田谷区男女共同参画推進会議	S54.4.1	要綱	男女共同参画社会の実現に向け施策の推進を図る	副区長、教育長、会計管理者、総合支所長、部長
渋 谷 区	渋谷区男女共同参画推進連絡会	H16.7.16	要綱	行動計画の円滑な推進・徹底を図るため	部長1、課長10
中 野 区	中野区男女共同参画行政推進会議	S57.9.10	要綱	男女平等施策の総合的効果的推進を図る	推進会議(区長部局:部長4、教育委員会:次長1) 幹事会(区長部局:部長1、課長12、教育委員会:課長2)
杉 並 区	杉並区男女共同参画推進会議	S59.10.15	要綱	男女共同参画に関する総合的な施策を推進するため	推進会議(副区長、教育長、男女共同参画関係施策所管部長8)、幹事会(部長1、課長16)
豊 島 区	豊島区男女共同参画推進委員会	H13.10.1	要綱	男女共同参画施策を総合的、効果的に推進するため	副区長、部長8、幹事会(部長1、課長13、係長5、団体職員1)
北 区	北区男女共同参画推進本部	H18.7.1	規則	男女共同参画施策の推進と庁内連携調整	本部17名(区長、副区長、会計管理室長、教育長、部長級13)、幹事会20名(部長級1、課長級19)
荒 川 区	荒川区男女共同参画社会推進委員会	H13.7.17	要綱	男女共同参画社会の形成促進に関する施策の推進	委員長(副区長)、委員(部長8)、幹事(課長19)
板 橋 区	板橋区男女平等参画推進本部	H15.4.1	条例	男女平等参画に関する総合的な施策の推進	区長、副区長、教育長、全部長
練 馬 区	練馬区男女共同参画施策推進会議	S59.4.16	要綱	男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進	会長(副区長)、副会長(総務部長)、委員(部長級)/幹事会(課長級)
足 立 区	足立区男女共同参画計画推進会議	H15.10.9	要綱	足立区男女共同参画社会推進条例に基づき、男女共同参画推進のため、区の庁内組織として設置する	区民部長、関係各課長60
葛 飾 区	葛飾区男女平等推進本部	H6.7.1	要綱	男女平等推進施策の推進のため	本部会(副区長・部長15女性課長1)幹事会(部長1・課長20)
江 戸 川 区	(平成19年度中に設置予定)	—	—	—	—
八 王 子 市	庁内会議(政策運営会議)	H18.4.1	—	男女共同参画施策の推進をめざして総合的な施策推進を図る	市長・副市長・教育長・全部長
立 川 市	男女共生社会推進本部	H16.6.1	要綱	男女共生社会推進計画策定、同計画の円滑な推進を図る	市長、副市長、教育長、全部長
武 蔵 野 市	武蔵野市男女共同参画推進会議	H3.7.12	要綱	男女共同参画計画を推進、関係部課相互間の連絡を図る	議長(副市長)、副議長(企画政策室長)、関係各部課長
三 鷹 市	三鷹市男女平等行動計画推進連絡会議	H5.2.8	要綱	男女平等行動計画の推進に向け、庁内の連絡調整を図る	企画部長、総務部長、関係各課長
青 梅 市	—	—	—	—	—
府 中 市	府中市男女共同参画推進本部	H12.8.18	要綱	男女共同参画の推進に関する施策を総合的効果的に推進するため	市長、副市長、教育長、全部長
昭 島 市	昭島市男女共同参画推進担当課長会	H6.10.6	内規	男女共同参画に関する総合的な施策の推進	男女共同参画プラン関連担当課長15名
調 布 市	調布市男女共同参画推進プラン推進協議会	H9.5.1	要綱	男女共同参画の総合的かつ効果的な推進	会長(生活文化部長)、副会長(生活文化部次長)、委員(関係課長15)

2 庁内推進機関

区 市 町 村	庁 内 推 進 体 制	設置年月日	根 拠	設 置 目 的	構 成 員 ・ 団 体
町 田 市	町田市男女平等推進会議	H9.5.1	要綱	男女平等に関する施策の総合的な推進を図る	推進会議(副市長・部長19)、幹事会(関係課長22)
小 金 井 市	小金井市男女共同参画施策推進行政連絡会議	H5.4.8	要綱	男女共同参画施策の推進に向けての検討を効果的に進める	企画財政部長、各部の庶務担当課長職者及び男女共同参画施策関連課長職者
小 平 市	小平市男女共同参画推進委員会	H10.5.18	要綱	小平市男女共同参画推進計画の推進を図る	関係部課長等17
日 野 市	日野市男女平等行政推進本部	H9.11.27	要綱	男女平等行政に関する総合的な施策を積極的・効果的に図る	市長、副市長、収入役、教育長、企画部長、関係部課長17
東 村 山 市	東村山市男女共同参画推進庁内会議(平成18年度名称変更)	H9.10.13	規程	施策の総合的、計画的な推進を図る	副市長、教育長、部長5
国 分 寺 市	国分寺市男女平等推進協議会	H10.9.1	規程	男女平等推進施策の推進及び総合調整	委員長(副市長)、副委員長(市民生活部長)、委員(部長4)
国 立 市	国立市男女平等推進会議	H3.11.29	要綱	男女平等社会実現のための施策の計画・推進	推進会議(副市長・部長8)、幹事会(企画部長、課長17)
福 生 市	福生市男女共同参画事業推進本部	H18.4.1	要綱	男女共同参画行動計画の推進及び総合調整に関すること	推進本部(生活環境部長、課長13)、幹事会(計画関連課職員13)
狛 江 市	こまえ男女平等推進プラン庁内推進本部会議	H13.4.20	要綱	こまえ男女平等推進プランに関する総合的施策の推進を図る	企画財政部長、男女共同参画施策関連課長16名
	こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議	H13.4.20	要綱	こまえ男女平等推進プランに基づく施策の推進を図る	男女共同関連施策を担当する課の職員16名
東 大 和 市	東大和市男女共同参画推進計画連絡会議	H4.1.1	要綱	男女共同参画推進計画に基づく施策を円滑に推進するため	関係部長1、各部庶務担当課長8、女性課長1
清 瀬 市	清瀬市男女平等推進本部	H18.7.1	規則	男女平等推進に関する施策の総合調整	副市長、教育長、部長11
東 久 留 米 市	東久留米市男女共同参画推進協議会	H6.2.1	要綱	男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的推進を図る	協議会(副市長・教育長・部長)、幹事会(関係課長)
武 蔵 村 山 市	—	—	—	—	—
多 摩 市	多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議	H6.4.1	要綱	行動計画の推進	副市長及び関係部長13
稲 城 市	稲城市男女平等推進本部	H8.11.14	要綱	稲城市男女共同参画計画の策定と推進、調整	副市長及び関係部長10名
羽 村 市	羽村市男女共同参画推進本部	H12.11.6	要綱	男女共同参画社会の実現に向けた計画の策定と関係施策の総合的な推進・調整を図る。	市長、副市長、収入役、教育長、部長12名
あ き る 野 市	あきる野市男女共同参画推進本部	H11.11.2	要綱	男女共同参画計画に基づき、関係施策の総合的な推進を図る	本部会(市長、副市長、収入役、教育長及び関係部長12)、幹事会(部長1、関係課長29)
西 東 京 市	西東京市男女平等推進会議	H17.12.1	要綱	男女平等参画推進計画に基づく施策を円滑に推進するため。	推進会議(副市長・部長11名)、幹事会(課長15名)
瑞 穂 町	男女平等推進担当者	H12.1	計画	男女共同参画社会推進行動計画策定に伴う調整作業	庁舎内各課1名代表者
日 の 出 町	日の出町男女共同参画推進本部	H17.12.22	要綱	日の出町における男女共同参画社会の実現を図るとともに、施策の総合的な推進及びその調整を行う	本部長:副町長 副本部長:教育長 本部員:全参事 幹事会員:関係課長
檜 原 村	檜原村男女共同参画推進委員会	H16.4.1	要綱	男女共同参画を推進するため	課長職以下8名
奥 多 摩 町	—	—	—	—	—
大 島 町	—	—	—	—	—
利 島 村	—	—	—	—	—
新 島 村	—	—	—	—	—
神 津 島 村	—	—	—	—	—
三 宅 村	—	—	—	—	—
御 蔵 島 村	—	—	—	—	—
八 丈 町	—	—	—	—	—
青 ケ 島 村	—	—	—	—	—
小 笠 原 村	—	—	—	—	—
東 京 都	東京都男女平等参画推進会議	H12.7.1	要綱	男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため	生活文化スポーツ局長、参事(男女平等参画担当)、関係部長等10名 計12名